

2021年3月1日

新型コロナウイルス感染症に関する「緊急事態宣言」の
首都圏以外での解除に伴う職員の勤務体制について

一般社団法人 日本溶接協会

政府が2月28日をもって首都圏以外で緊急事態宣言を解除したことを受け、感染症拡大防止に向けた対応を次のようにさせていただきます。

緊急事態宣言の対象地域である本部及び東部地区溶接技術検定委員会の職員等の勤務体制については、3月7日まで事務所での勤務と在宅勤務の原則隔日交代制とし、業務を継続致します。また、職員の通勤状況に応じて、1時間の時差通勤を行います。現下の状況に鑑み、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、対象地域以外（北海道、東北、北陸、中部、関西、中国、四国、九州の各地区検定委員会）においては通常業務としますが、これまで同様新型コロナウイルス感染防止対策ガイドラインを遵守します。

当協会は微力ながら皆様のご期待に応えられるよう活動の質を更に高め、感染防止対策と停滞した社会・経済活動の再開を両立させるべく、引き続き努力いたしますので、皆様におかれましては変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。本感染症の一日も早い収束と、皆様のご健勝をお祈り申し上げます。

以上

当協会職員は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記対応を実施しています。

1. 予防3原則（手洗い、うがい、咳エチケット）の徹底
2. 密閉空間にしないための換気の徹底
3. 密集状態にしないための一定の距離の確保
4. 密接するような近距離での会話や発声の回避
5. 消毒用アルコールの設置
6. マスク着用の徹底
7. 体調管理の徹底（毎朝自宅における検温実施等）
8. 時差通勤の実施